

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書 令和7年 6月18日 札幌市長 秋元 克広 殿 提出者 住 所 札幌市西区西野8条5丁目7番18号 氏 名 株式会社 花井組 代表取締役 七戸 義昭 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 (011) 662-2326 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	株式会社 花井組
事業場の所在地	札幌市西区西野8条5丁目7番18号
計画期間	令和7年 4月 1日 ~ 令和8年 3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	06 総合工事業
② 事業の規模	売上高1,000百万円、資本金 38百万円
③ 従業員数	14名
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	土木工事 汚 泥：収集運搬業者へ委託→盛土材等へ再資源化 廃プラスチック：収集運搬業者へ委託→中間処理後、再資源化 木 く ず：収集運搬業者へ委託→中間処理後、土壌改良材等へ再資源化 繊維くず：収集運搬業者へ委託→選別後再資源化 金属くず：再生処理業者へ売却→再利用 ガラスくず：収集運搬業者へ委託→選別後再資源化 鉋 さ い：収集運搬業者へ委託→管理型最終処分 がれき類：収集運搬業者へ委託→中間処理後、骨材・路盤材等へ再資源化

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

常務取締役 : 産業廃棄物の分別、収集運搬等の管理・指導

↓ ← 総務部 : 産業廃棄物の集計報告等

各現場代理人 : 現場における産業廃棄物の分別、収集運搬等担当

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状

【前年度（令和6年度）実績】

産業廃棄物の種類	建設汚泥	廃プラ	木くず	金属くず	鉱さい	建廃	がれき類
排出量	3,621.03t	2.64t	7.59t	0.11t	48.65t	4.68t	2,979.71t

(これまでに実施した取組)

設計図書、現場の確認より確実な施工を行い、余分な廃棄物の排出を抑える。

②計画

【目標】

産業廃棄物の種類	建設汚泥	廃プラ	木くず	金属くず	鉱さい	建廃	がれき類
排出量	10.00t	2.00t	5.00t	1.00t	40.00t	4.00t	937.00t

(今後実施する予定の取組,)

施工方法改善の検討により、排出量の減量に努める。

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状

(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

汚泥・廃プラスチック・木くず・繊維くず・金属くず・ガラスくず・鉱さい・がれき類

現場で確実に分別を行い、産業廃棄物業者へ委託する。

②計画

(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

上記同様

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（年度）実績】							
	産業廃棄物の種類	建設汚泥	廃プラ	木くず	金属くず	鉱さい	建廃	がれき類
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量							
	(これまでに実施した取組)							
②計画	【目標】							
	産業廃棄物の種類	建設汚泥	廃プラ	木くず	金属くず	鉱さい	建廃	がれき類
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量							
	(今後実施する予定の取組)							

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】							
	産業廃棄物の種類	建設汚泥	廃ﾌﾟﾗ	木くず	金属くず	鋳さい	建廃	がれき類
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量							
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量							
	(これまでに実施した取組)							
②計画	【目標】							
	産業廃棄物の種類	建設汚泥	廃ﾌﾟﾗ	木くず	金属くず	鋳さい	建廃	がれき類
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量							
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量							
	(今後実施する予定の取組)							

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】							
	産業廃棄物の種類	建設汚泥	廃プラ	木くず	金属くず	鉱さい	建廃	がれき類
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量							
	(これまでに実施した取組)							
②計画	【目標】							
	産業廃棄物の種類	建設汚泥	廃プラ	木くず	金属くず	鉱さい	建廃	がれき類
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量							
	(今後実施する予定の取組)							

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度（令和6年度）実績】							
	産業廃棄物の種類	建設汚泥	廃プラ	木くず	金属くず	鉱さい	建廃	がれき類
	全処理委託量	3,621.03t	2.64t	7.59t	0.11t	48.65t	4.68t	2,979.71t
	優良認定処理業者への処理委託量							
	再生利用業者への処理委託量							
	認定熱回収業者への処理委託量							
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量							
	(これまでに実施した取組)							
	委託基準に従って、必要な許可を持った産廃処理業者へ委託する。							

②計画	【目標】							
	産業廃棄物の種類	建設汚泥	廃プラ	木くず	金属くず	鉱さい	建廃	がれき類
	全処理委託量	10.00t	2.00t	5.00t	1.00t	40.00t	4.00t	937.00t
	優良認定処理業者への処理委託量							
	再生利用業者への処理委託量							
	認定熱回収業者への処理委託量							
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量							
(今後実施する予定の取組) 優良認定処理業者の選定を検討する。								
※事務処理欄								

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。